

指宿広域市町村圏組合施設管理規則

(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第12号)

改正 平成29年指宿広域市町村圏組合規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年指宿広域市町村圏組合条例第3号）第2条に規定する処理施設、敷地その他附属物（以下「施設」という。）の保全及び美観，施設内秩序の維持並びに災害防止に関し必要な事項を定めることにより，公務の円滑かつ適正な遂行を期することを目的とする。

(施設管理者等)

第2条 この規則を実施するため，施設に施設管理者及び補助者を置く。

2 施設管理者は事務局長をもって充て，それぞれの施設の補助者は当該施設のセンター長をもって充てる。

3 施設管理者は，定期又は随時に点検し，施設が正常な状態であるように努めなければならない。

(職員の協力義務)

第3条 職員は，この規則に基づいて施設管理者又は補助者が施設の管理に関し，必要な指示をしたときは，その指示を誠実に守らなければならない。

(禁止行為)

第4条 何人も，施設においては，特別の要求を達成する手段として行う集団示威行為，公務の執行を妨げ，若しくは妨げるおそれがある行為又は施設の本来の用途を阻害し，若しくは阻害するおそれがある行為をしてはならない。

(施設の目的外使用)

第5条 施設は，これを目的外に使用してはならない。ただし，使用の目的又は内容が組合の事務の遂行を妨げず，かつ，施設内の秩序の維持及び災害の防止に支障がないと認められるもので，施設管理者が特に許可した場合はこの限りでない。

(許可)

第6条 施設において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は，

あらかじめ施設管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 多数集合して施設に入ること。
- (2) 公務以外の目的をもって室その他設備を使用すること。
- (3) 物品を販売し、寄附金を募集し、署名を収集し、その他これらに類する行為をすること。
- (4) ビラ、ポスターその他の文書図画を掲示すること。
- (5) 仮設工作物を設置し、又は施設を一時的かつ特別に使用すること。

2 施設管理者は、施設における秩序の維持、施設の適正な管理及び災害の防止に支障のないと認めるものに限って、前項の許可をするものとする。この場合において、施設管理者は条件を付することができる。

(中止命令等)

第7条 施設管理者又は補助者は、施設において、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その行為の中止又は退去を命ずるものとする。ただし、施設管理者が正当な理由があると認める場合、又は施設の秩序の維持上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定による許可を受けるべき行為の許可を受けないで行っている者
又は許可に付した条件に反して行っている者
- (2) 職員の面会を強要する者
- (3) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (4) 建物、立木、工作物その他の施設を破壊し、損傷し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をしようとする者
- (5) テント、縄張り、くいその他これらに類する施設物を設置し、又は設置しようとする者
- (6) 携帯用拡声機器を使用し、放歌高唱し、その他施設の静穏を害する行為をしている者
- (7) 旗、幕、プラカードその他これらに類する物を掲げている者
- (8) 職務に関係のない文書図書を配布し、又は配布しようとする者
- (9) 座り込み、立ちふさがり、ねり歩き、その他進行の妨害となる行為をしている者
- (10) 職員の職務を妨害する者

- (11) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売をする者
- (12) たき火等火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、施設における秩序の維持、施設の適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をする者
(撤去命令)

第8条 施設管理者又は補助者は、次の各号のいずれかに該当する物がある場合において、施設における秩序の維持、施設の適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）にその撤去を命ずるものとする。

- (1) 第6条第1項の許可を受けないで、又は同条第2項の規定により付された条件に違反して掲示されたビラ、ポスターその他の文書図画
- (2) 施設に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物
- (3) 施設に設置されたテント、縄張り、くいその他これらに類する施設物
- (4) 施設に掲げられる旗、幕、プラカードその他これらに類する物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設における秩序の維持、施設の適正な管理又は災害防止に支障のある物

2 施設管理者又は補助者は、前項各号に掲げる物の所有者等が前項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は施設における秩序の維持、施設の適正な管理若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。

(防火責任者)

第9条 施設管理者は、防火責任者を定め、火気を直接使用する設備及び器具の使用について、必要な条件を付し、又は指示をするものとする。

2 防火責任者は、火災予防のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 使用しない電気のスイッチを切ること。
- (2) 火気の残火を点検し、完全に消滅させること。
- (3) 危険物その他の燃焼のおそれのある物件を処理すること。

(台風等に対する措置)

第10条 台風等が襲来するおそれがあるときは、特に出入口等を完全に閉鎖し、

必要な補強及び雨漏対策を講じなければならない。

(清潔の保持, 盗難の予防等)

第11条 職員は, 施設の清潔の保持, 盗難の予防等に努めなければならない。

2 職員は, 施設を退去する際, 消火及び消灯に留意するとともに, 施設内の出入口及び窓を完全に閉鎖しなければならない。

(附属設備等の使用)

第12条 職員は, 施設の使用については必要な注意を払い, 故障等を発見した場合は, 直ちに施設管理者又は補助者に通知しなければならない。

(損害賠償)

第13条 故意又は重大な過失により施設を損傷し, 又は汚損した者は, 管理者の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, 管理者が別に定める。

附 則

この規則は, 平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合規則第7号)

この規則は, 平成29年4月1日から施行する。